

37 鶴ヶ島市

建設 工事 事務	査 測 量	設計 ・ 管理 ・ 調整	土木 ・ 建築 ・ 設計	書類名	摘要
				1 委任状・使用印鑑届(様式C-6)	・代理人を置く場合は委任状として「A」欄を、代理人を置かない場合は使用印鑑届として「B」欄を選択して使用してください。
				2 法人市民税又は個人市民税の納税証明書<写し可>	・申請事業所の所在地にかかわらず、鶴ヶ島市内に事業所(本店、支店、営業所等)がある事業者が対象 ・直近1年分の納税証明で、申請日前3ヶ月以内に交付されたもの 法人設立又は市内に営業所等を開設したばかりで、法人市民税の納税証明書が発行されない場合は、鶴ヶ島市税務課の受付印の押された「法人等の設立等に関する届出書」の写し又は税務課が発行する「営業証明書」を提出してください。 新型コロナウイルス感染症等の影響による納税に猶予制度を受けていて、納税証明書が発行されない場合は、鶴ヶ島市収納課発行の「徴収猶予許可通知書」の写しを提出してください。
	-	-		3 経営事項審査の総合評定値通知書の写し	・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のもの(総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。)
	-	-		4 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書<写し可>	・申請日現在で有効な全ての業種を含む許可通知書(証明書)を提出してください。 3と許可番号・許可区分(般・特)が違う場合は3に該当する許可通知書(証明書)も添付してください。
	-	-		5 建設業許可申請書(様式第1号)及び営業所一覧表(別紙二)の写し	・申請日現在有効な全ての業種・許可区分(般・特)を含む申請書類を提出してください。(新規・更新、業種追加、般・特新規) ・許可行政庁の受理印が押印されているもの。受理印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。 更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と更新申請書(行政庁の受理印のある)の写しを提出してください。 建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業種・使用人等)に変更があった場合は建設業許可の変更届出書(様式第22号の2)・廃業届(様式第22号の4)(行政庁の受理印のある)の写しも提出してください。 電子申請で收受印が無い場合はJCIPの「申請・届出内容画面」を提出してください。
	-	-		6 工事経歴書(様式C-11)	・申請工事業種ごとに必ず1枚で提出をお願いします。
	-	-		7 業務経歴書(様式C-12)	・申請業務ごとに必ず1枚で提出をお願いします。
	-	-		8 財務諸表	・直近1年度分の「貸借対照表」「損益計算書」の写しを提出してください。

【鶴ヶ島市提出書類】の問合せ先

鶴ヶ島市 総合政策部 財政課 契約担当

TEL:049-271-1111(内線415)

FAX:049-271-1190